

## 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会中間報告書

令和2年8月5日中間報告以来、現在までの経過及び結果を次のとおり報告する。

令和2年10月27日

伊東市議会議長 佐山 正 様

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会

委員長 井戸 清 司

### ○経過及び結果

#### 1 令和2年10月27日 委員会

まず、本委員会の協議を経て策定した新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルの見直しについてを議題とした。

新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルについては、8月25日の議会運営委員会を経て運用が開始されてから既に2か月が経過しており、今般のコロナ禍の状況を勘案すると、国においても、経済活動の再開により様々な消費喚起策を展開するなど、地域経済の回復・活性化を後押しするための政策が打ち出されていることから、同マニュアルについて、その改定を行う必要性等の協議を行った。

以下、改定案の意見が交わされた「2 感染予防対策」の項目ごとに概要を報告する。

「(3) マスクを着用すること。ただし、熱中症対策の観点から、屋外で人と十分な距離（2メートル以上）を確保できる場合は、この限りでない。」について

- ・ マスク着用の例外について、夏期を想定した熱中症対策の文言を削り、ソーシャルディスタンスを確保した場合の内容とする。

「(4) 本会議、委員会をはじめとした公務がない日の登庁は、極力控えること。」について

- ・ 感染症の状況を考慮すると、削ってしまうか、もう少し柔らかい言い方に変更してもよい。
- ・ With コロナの時代を迎えているに当たり、様々な場所で感染予防対策を取

っていることを考慮し、縛り過ぎずに緩和する。

- ・ 「極力」とあるのを「なるべく」と変えるなど、表現を変え緩和する。

「(7) 議員控室等での面会等については、本マニュアルの趣旨への理解を求め、原則、行わないこと。」について

- ・ 訪れた来庁者にお引き取りいただくのは難しいので、事務局を通すことを前提とした上で対応できるように緩和する。
- ・ 事務局を通し、検温や手指消毒などの感染予防対策を徹底した上で、面会をするという趣旨の言い回しとする。

「(8) 本会議をはじめとした議会の会議において、傍聴者を募らないこと。また、傍聴を希望する市民に対し、本マニュアルの趣旨への理解を求めること。」について

- ・ 会議公開の原則がある中、傍聴不可とすることはできないので、傍聴希望者がいる場合には、インターネット中継等のメディアを通しての視聴を薦める旨の内容とする。
- ・ 傍聴の方もソーシャルディスタンスを意識している様子があるので、傍聴を控えていただくのではなく、希望者がいる場合には、新しい生活様式の実践を促す内容とする。

「(9) 感染拡大地域への移動は自粛すること。」について

- ・ 指標となるものとして、県の行動指針に従う内容とする。
- ・ 国がGo To Travel等の消費喚起策に取り組んでいることを考慮し、削除または緩和する。
- ・ 県の基準に基づく形の内容にすることで、県の警戒レベルに応じた行動の自粛等の判断ができるようにする。

「(10) 公共交通機関の利用はなるべく避けること。」について

- ・ なるべく避けるとなっているが、移動手段を全て車とすることも難しく、ある程度理由がある場合には、公共交通機関の利用も致し方ないので変更してもよいと考える。
- ・ Withコロナの時代を迎えており、市の出張の規程そのものが公共交通機関を利用することを前提としていることから、これから先に視察等の活動で移動をする場合を考えて削る。
- ・ 完全に削ってもいいという考えもあるが、新しい生活様式の実践例に倣い利用

することとし、利用を妨げない内容とする。

「(11) 市外への研修会等への参加は、原則として控えること。」について

- ・ 県の基準、警戒レベルにより参加の判断をする内容とする。
- ・ オンライン研修を手法の一つとして検討する。
- ・ Withコロナの時代ということを考慮すると削ってしまってもいいと考える。
- ・ オンライン研修は感染の危険性がないので構わないと思うし、それ以外でも削除してしまってもいいかと思う。オンラインが活用できる場合には、それを使う。

以上が本委員会で発言のあった意見の概要であり、これら意見を踏まえ、改定案を正副委員長において取りまとめた上で、ウェブ会議を活用し、変更箇所を確認をすることとし、改定案については、代表者会議及び議会運営委員会を経た上で運用することの確認をした。また、ウェブ会議の開催日程を令和2年11月4日（水）と決定した。

次に、当局からの報告資料の配付についてである。

本委員会の提言への対応状況等については、7月15日及び7月29日開催の本委員会において当局から報告を受けたが、コロナ禍における社会情勢の変化を踏まえ、委員会開催に際し、議長から、前回報告からの進捗状況及び変更点について、当局に資料請求をした。

資料については、新旧対照表の形式により報告がされており、委員は、これをもって当局の対応状況を把握するよう説明をし、了承を得た。

次に、本委員会の今後の開催について協議をした。

本委員会の活動として、早急に協議する議題等がない状況であることから、今後は、特別委員会が設置されている状態を維持し、状況の変化や案件が生じた際にはすぐに招集できる状態としておくこととして、委員長発議により提案をし、異議なく了承された。

次に、その他の協議事項として、委員から、議員報酬に係る期末手当に関し、減額の条例改正をすることについて提案がされた。本委員会では提案と資料の配付にとどめ、今後は、12月定例会前の代表者会議及び議会運営委員会を目途に、会派等での意見調整を図ることとした。

以 上